

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成31年2月28日(2019.2.28)

【公開番号】特開2018-90541(P2018-90541A)

【公開日】平成30年6月14日(2018.6.14)

【年通号数】公開・登録公報2018-022

【出願番号】特願2016-235957(P2016-235957)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/55 (2006.01)

A 6 1 P 25/24 (2006.01)

A 6 1 K 9/20 (2006.01)

A 6 1 K 47/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/55

A 6 1 P 25/24

A 6 1 K 9/20

A 6 1 K 47/02

【手続補正書】

【提出日】平成31年1月15日(2019.1.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ミルタザピンと、黄色三二酸化鉄及び／又は酸化チタンとを含有し、さらに、マンニトール、及びステアリン酸マグネシウムからなる群より選ばれる少なくとも1種を含有する口腔内崩壊錠(但し、黄色三二酸化鉄及び／又は酸化チタンを含有するフィルムコーティングが施された口腔内崩壊錠を除く)。

【請求項2】

黄色三二酸化鉄の含有量が、製剤の全量に対して、0.005～1重量%である請求項1に記載の口腔内崩壊錠。

【請求項3】

酸化チタンの含有量が、製剤の全量に対して、0.001～1重量%である請求項1又は2に記載の口腔内崩壊錠。

【請求項4】

波長365nmの光を12時間照射した後の色差測定装置を用いて測定したYIが1.29～9.62であり、Eが1.44～5.50である請求項1～3の何れかに記載の口腔内崩壊錠。